

「シーガイア支援基金」の住民訴訟をすすめる会 和解記念＆解散総会＆パーティ次第

2月20日（日） 10：30～13：00（予定）

会場：宮崎県弁護士会館

第1部第6回すすめる会総会

司会進行：前屋敷すすめる会常任幹事

1. 開会挨拶：菅谷原告団長
 2. 弁護団報告：後藤好成弁護士（すすめる会会長）
 3. 参加された弁護士さんからの発言
 4. 弁護団への記念品の贈呈
 5. すすめる会活動報告：戸島事務局長
 6. 会計報告：浜田事務局次長
 7. 会計監査報告：林さん
 8. 質疑・意見
 9. 会計報告の承認
 10. 閉会の挨拶：久島すすめる会副会長（すすめる会の解散宣言）
- • • • • • • • • •

第2部和解記念パーティ（ランチ＆懇談）

- ・長井事務局次長からのメッセージ
- ・和解成立の感想、苦労話、思いで話、県民の反響などをお出しください。

「シーガイア支援基金」の住民訴訟をすすめる会総会（解散総会）報告

2005, 2, 20

破綻寸前の豪華型リゾート延命のための無駄な公金支出をストップさせ、返還させた宮崎県史上画期的な住民運動
－5年にわたる住民監査請求と住民訴訟、勝利して終結－

1. シーガイア住民訴訟の取り組みの経緯

1999,9 第一勧銀、シーガイア支援中止を表明

1999,12,10 J S A 宮崎支部第5回市民講座（シーガイア問題で連続講座）

ちょっと待て、「シーガイア支援基金」（入谷会員、後藤弁護士）

12,18 県議会 60億円の「シーガイア支援基金可決」

2000,1,25 シーガイアに 25 億円交付

1,27 「すすめる会」（住民監査請求）結成総会

2,18 第一次住民監査請求の提出（1,961名、第二次監査請求者合わせて3,381名）

4,13 第一次監査請求の監査結果通知（請求棄却）

5,12 宮崎地方裁判所に住民訴訟提訴（最終的原告数769名、弁護団11名）

以後訴訟を理由にシーガイアへの補助金の支出はストップ

9,4 住民訴訟第1回口頭弁論

2001,2,19 シーガイア会社更生法適用申請、破綻（負債総額2,762億円三セク史上最悪）

5,11 破産管財人リップルウッドとスポンサー契約で合意（売却価格158億円）

・ · · · · すすめる会事務局を中心とした長い法廷闘争

原告意見陳述、中野元商工労働部長の証言等

毎回ほぼ満席の傍聴人、結審の時は抽選で入廷

2002,12,9 第12回口頭弁論も持って結審—公正な判決を求める3,300余りの署名提出

2003,3,24 宮崎地方裁判所不当判決

・ · · シーガイアの事業は観光・娯楽産業であり、事業自体には公益性がない。補助金支出は、シーガイアの存続を目的とするものであり、シーガイアが観光客の誘致などにより、県内の産業、経済に大きく貢献していることからすれば、地方自治法に232条の2規定する「公益上必要ある場合」の要件に欠けるところはなく適法である。

※多くの原告側の主張を取り入れながら、被告側が言いたくても言えなかつた補助金がなければ外相サミットを開催が危うかつたことを理由にした合法判断。

2003,4 福岡高裁宮崎支部に控訴（控訴参加254名）

6,29 知事選挙に際し、候補者へシーガイア支援基金についての公開質問状送付

松形後継と目された牧野氏・ · · 係争中を理由に回答拒否

安藤氏、佐藤氏・ · · シーガイア支援は誤り、残った33億円は県に返還すべきマスコミに公表

9,12 高裁第1回口頭弁論

2004,2,24 第3回口頭弁論を持って結審・ · · 判決は9月から年内にと予告

7,27 公正な判決を求める署名 28 の団体署名、3,038 筆の個人署名を高裁に提出
2004,10,7 日弁連人権大会（会場シーガイア）・・リゾート法を、国自身がバブルをあお
り、地方、国民に莫大な損害を与えた悪法として厳しく断罪・廃止要求
2004 年 12 月 22 日 福岡高裁宮崎支部の和解勧告に従い和解の調印、
(2004 年 6 月に和解の打診、以降和解の折衝)
未使用金の内 29 億円を県財政に返還、被告人の謝罪と控訴費用の負担
2005 年 2 月 20 日 すすめる会解散総会

2. シーガイア住民訴訟の特徴と成果

- (1) 運動推進母体として「シーガイア住民訴訟をすすめる会」(会長後藤弁護士)が組織され、突然怒りに燃え集まつた思想信条の異なる原告を組織し、裁判闘争を闘った。また、正義感にあふれ、労苦を厭わない弁護団(1審 11 名)の熱心な支援があった。
- (2) すすめる会は法律事務所を借りて事務局(連絡場所)を持ち、ほぼ毎週事務局会議を持ち、運動計画し、推進した。市民ボランティアグループで構成された事務局の主力メンバーは離職者集団と婦人層(+若干の現役労働者)で構成。
- (3) すすめる会には原告に限らず運動を支援する人達にも参加を呼びかけ、後半になると県内各地に幹事を設け必要な時に幹事会を開催。また原告を中心に各地で地域集会を開催。
- (4) 公正な判決を求める署名運動を、労働組合など諸団体へ依頼し、また街頭や集会等で積極的に行い、1審、控訴審とも 3 千名を超える署名を集めた。また街頭宣伝や、県庁での朝ビラまきなどの宣伝活動を積極的に行った。
- (5) 地方裁判所と高等裁判所併せて 15 回の裁判傍聴は、事務局が毎回電話で呼びかけ、傍聴者を確保した。傍聴参加の中心部隊は自覺的高齢者集団(?)によって担われた。(ウイークデーの昼間活動可能な人々)
- (6) 運動に必要な資金はカンパ・すすめる会会費によって確保。(年間 70 万~80 万円、ただし弁護士はボランティア) 裁判の動向は事務局発行のニュース(最終的には 25 号)によって全原告に報告。また事務局は裁判の手続き(様々な事務的仕事)を献身的に処理。
- (7) シーガイアの売却や年月の経過によって、運動の風化(もう済んだこと)が懸念されたが、高裁での裁判傍聴も最後まで満席状態で、県民の関心の高いことを印象づけ続けた。相次いだ公金の不正な支出や無駄な支出への糾弾や、国民関心の高まり、世論の監視の強まりの中で、福岡高裁宮崎支部の裁判官は、1 審の判断では国民に説明ができないという判断を持たざるをえなくなった。
- (8) このようにして宮崎県政史上最大ともいえる大規模訴訟・住民運動は、住民側の要求がほぼ実現する形の和解によって終結した。行政の判断の誤り(失敗)を、住民運動が正し、貴重なお金を県財政に取り返した。この住民訴訟がなかったならば、29 億円は、県民のために使われることはなく、無駄に捨て去られることになった。この運動は宮崎県民の勇気と良識を示すものであり、その勝利は、県民に大きな自信を与え、誇りを回復した。またシーガイア住民訴訟の実践によって宮崎県民の自治意識が育まれ、今後の住民自治の形成・発展に大きく貢献するものになるであろう。

シーガイア支援補助金 60億円返還住民訴訟 の戦いで我々が得たもの、明らかになったこと

2005年2月20日

弁護士 後藤好成

I 補助金支出がなされるに至るまでの経緯

1 国の防潮保安林 10万本の松林の破壊を前提とした一大リゾート施設の開発計画

一つ葉地区が国のリゾート法指定第1号を受けたことを契機に、県は一つ葉松林帯を開発してここに一大リゾート施設を建設、県内観光の目玉施設として、低落傾向にある県観光産業の再興をはかろうと計画した。

このような開発計画の実現のため、昭和63年12月、県は地元有力企業として既に一つ葉松林地区でゴルフ場、観光ホテル業を展開していたフェニックス国際観光社（佐藤棟良社長）と提携する形で同社の他に県・宮崎市・地元有力企業の出資による第3セクター「フェニックス・リゾート社」を設立した。その上で、国の防潮保安林として長年にわたり宮崎市中心部の重要な防災林の役割を果たしてきた一つ葉松林の保安林の指定解除の予約を取付けるとともに、同松林地区約144ヘクタールの借受け（使用許可）を取付けた上で、松林内の開発工事に着手した。リゾート社が企図した開発の内容は、防潮保安林として長年機能してきた樹齢約100年のものも含む松林内のクロマツ群約10万本を61ヘクタールにわたって根こそぎ伐採し、伐採の跡地にゴルフ場、45階建の高層ホテル、国際会議場、巨大人工海浜プール、テニス場等の一大観光娯楽施設を建設するというものであった。

2 バブル経済の崩壊の中で開発見直しの流れに逆行し、2000億円にまでなった開発事業費の膨張

このような開発構想は、バブル経済といわれた昭和62～63年当時にたてられたものであったが、同計画が実行に移された平成3年当時は既にバブル経済も崩壊の段階に至っており、リゾート法の指定を受けた形で全国各地で構想・企画として展開されつつあつたいわゆるリゾート開発計画は、その大半が計画の見直しを迫られ、大幅縮小あるいは計画の取りやめが相次いでいた時期であった。

しかし、この一つ葉リゾート開発計画は全国的に進行していた計画の見直し、縮減とは逆行する形で、当初の段階で約680億円を予定されていた開発総事業費を約2000億円に膨張させる等県内の観光事業としては空前の規模となっていました。県はリゾート社には資本参加の形で宮崎市とともに7500万円を出資した形となったが、一つ葉地区のリゾート社の施設が施設として機能できるように、道路の設置、下水道施設の整備等周辺整備事業として宮崎市、宮崎県合わせて約300億円を投入したといわれている。

3 開業前から経営の行詰りと赤字化が指摘されていたシーガイア

シーガイア設立にあたって出資されたいわゆる自己資本は、合計3億円でしかなく、2000億円の開発事業費のほとんどが借入金で始まったことから、当初からその返済能力については疑問視されていた。これに対してシーガイア側は、開業3年後の97年には、年間500万人の来場者と750億円の売上げを見込むとして、単年度黒字を目指す等と強気の発言をしていた。確かに、500万人程度の来場者が毎年恒常に確保できないと黒字経営は困難ではあったが、都市圏から遠く離れており県の人口117万しかない宮崎において、年間500万人の来場者を恒常に確保することは当初から考えられない到底不可能な数字であり、シーガイアの経営は早晚行き詰るしかないと多くの識者の指摘が

なされていた。

シーガイアの本格的営業は94年11月から開始されたが、その入場者数においても売上高においてもその経営内容は当初からシーガイア側の予定を大きく下回ることとなった。

4 開業以来毎年200億円の累積赤字を増大させていったシーガイアの構造的破綻経営

こうして、シーガイアは年間平均200億円単位の経営赤字を出すこととなり、以降毎年200億円が累積赤字となっていき、平成11年3月には開業わずか6年目にしてその累積赤字合計は金1100億円を超えることとなった。このような赤字の発生は収入より支出経費が大幅（約200億円超）に増大していることに起因したものであったが、このために発生するシーガイアの運転資金の大幅な不足については主力取引銀行である第一勧銀等からその都度融資を受ける等してこれを補填し、大幅な赤字に伴う運転資金不足からくる営業の停止を自転車操業的にかろうじて回避する状態であった。

このように経営的には当初から危機的ともいべきシーガイアの経営内容については、毎年200億円を超える巨額の赤字が明らかになる度にシーガイア経営陣からは将来の黒字化にむけた経営改善が唱えられ、又、中途からは主力融資銀行の第一勧銀からも役員が送り込まれる等によって、幾度となく経営改善、建て直しがはかられようと試みられた。しかし、改善の兆しはほとんどみられないまま毎年の赤字を減少させることはできず、累積赤字は依然として毎年200億円単位で急増し続ける一方であった。

5 主力銀行の融資停止決定により、たちまち倒産の危機に追込まれたシーガイア経営の破綻

このような状況下で、平成11年4月頃からは、第一勧銀はそれまで応じていたシーガイアへの個々の融資を事実上停止する状態となっていたが、平成11年9月には同銀行として、シーガイアには以降融資を停止することを正式に決定、同9月27日付で

その旨をシーガイアに通告するに至った。このため、シーガイアは大幅な赤字のために常に不足する運転資金の補充の途を完全に絶たれることとなり、このままでは取引先への支払い、従業員の給与等の支払等重要な経費の支払いに支障が発生して事業経営の続行も危惧される状態に追い込まれた。

しかし、毎年平均200億円という巨額の赤字の発生をくい止める具体的方策は何もなく、他方、1100億円という累積赤字や2500億円を超える負債を解消する目途も全くたたない状態の中では、もはや誰が見てもこの段階では法的倒産手続しか考えられない状況であった。ちなみに、県は当時、シーガイアの今後の再建問題について、県の顧問的立場にあった佐藤弁護士に相談しているが、同弁護士の回答も選択の途としては会社更生法の申請しかないだろうというものであった。

6 シーガイアの営業を外相サミット終了まで延命させるために60億円の支援をなす方針を固めた県首脳部

しかし、当時翌12年7月に宮崎市内において外相サミットが開催することが決まっており、シーガイアがその会場と目されていたという事情があった。このため、県には外相サミットの終了する12年7月まではシーガイアが営業停止に追い込まれるとか、倒産手続に陥るという事態はなんとしてでも回避したいという考えがあった。そのためには、それまでに不足が予想される運転資金をなんとかして確保しシーガイアの営業を継続させ、倒産手続に陥ることの一時的引延ばしを図る他なかった。

このような考え方から、県はシーガイアの当座の経営維持のために不足すると考えられる運転資金（県はシーガイアには当面58億円が不足すると県議会に報告している）として使用させるために、県の公金約60億円を議会の承認を得た上で、シーガイア支援のため支出する方針を固めたのである。

7 県民の批判をかわすために「リゾート振興基金」という名目でシーガイアに対する補助金支出を合理化しようとした宮崎県

しかし、このような公金支出についてはシーガイアが第3セクターとして設立されているとはいえ、経営が破綻した観光娯楽を事業目的とする一民間営利企業に県が60億円もの巨額の公金を無償で支出することは前代未聞のことであった。しかも、シーガイアの経営不振と巨額の赤字累積という事態が続くなかで、知事はシーガイアに対しては県は出資額以上の責任は負わない旨を繰り返し表明していたこと等もあり、シーガイアを特別扱いする県の公金支出については県民からの強い批判があり、住民訴訟の提訴も予想されうる状況があった。

このため県はシーガイアへの直接の補助金投入を避けるために、県も含め県内の各自治体、民間から資金を拠出させて、にわかづくりにリゾート振興基金を設立することを提案、しかも同基金は宮崎コンベンションビューローに管理運営させることとして、シーガイアへの補助金は同ビューローから支出させるという公金支出としては極めて特異ともいえる方式をとることとなった。

しかし、にわかづくりの「基金」設立の経過からしても、それがシーガイアへの公金投入のための便法であることは多くの県民の見抜くところとなり、県が当初予定し目標としていた100億円の基金額は、県がシーガイアの支援のために必要と説明して支出した60億円を除いてはわずか6億円程度しか集まらなかった。

8 公金支出はシーガイアの抜本的経営改善と再建のために必要な支援と強調することで、ようやく県議会の承認を取得した松形知事

このようにして、県は県議会にリゾート基金設立のためという名目でコンベンションビューローへの公金60億円の支出の承認を求めたが、県議会はこれを全てシーガイア支援のための公金投入と受け止めた。このような公金支出の是非をめぐって議員の中から、経営破綻状態のシーガイアへの公金投入の必要性・有用性

についても強い疑問が出され、審議が深夜に及ぶこともあった。このような議会の強い疑問に対して、県はシーガイアの抜本的経営改善をなし、シーガイアを再建するために必要な支援と強調、シーガイアの中村副社長や松形知事自身が委員会に出席してシーガイアの再建に全力を尽くすことを決意表明する等、異例の対応を行った結果、ようやく議会の承認を得られることとなった。

他方、県のシーガイアに対する60億円もの公金投入問題は県民の強い関心を引くこととなったが、平成11年12月に実施された宮日新聞での世論調査で、公金支出反対が57%を占めたように、県民の中の反対の声は強まっていった。

9 県内44市町村、3300名を超えた県政史上最大の住民監査請求

平成12年1月21日、県は県議会の承認を受け、リゾート基金設立の名目で60億円をコンベンションビューローに支出、コンベンションビューローは平成12年1月25日、そのうち25億円をシーガイアに補助金名目で支出するに至った。

これに対し、県民有志で結成した住民監査請求をすすめる会は、この公金支出には何らの公益性はなく、地方自治法第232条の2に照らして違法な支出であるとして、県に住民監査請求をなすことを決定、広く県民にもこの監査請求に加わることを呼びかけた。

このようにして、すすめる会が呼びかけた結果、監査請求者は県内44市町村から約3300名を超えるという史上最大規模の大監査請求となった。監査請求は2次にわたってなされたが、監査請求において公金支出を違法とする理由は下記のようなものであった。

記

- ①補助対象とされるシーガイアは當利目的の観光娯楽施設であり、事業自体になんらの公益性も存在しない。県もシーガイアは私企業にすぎず公益性はないとして、県民に対する資産公開

も十分にはしていない。

②シーガイアは創業以来毎年200億円前後の赤字を計上し、今日では1115億円の累積赤字を抱えて、主力銀行の融資停止を受け、県を含めた借入先への返済もできない経営破綻状態になっている。

このようなシーガイアに対し、たとえ60億円全額を援助したとしても焼け石に水であり、観光産業の振興にも何ら役に立たないその場しのぎの捨て金にしかならない。

③今回の公金の9割以上がシーガイアに与えられ、他の観光業者にはほとんど支給される予定はない。これでは、税金の使い方として極めて不公平で、著しく公正さを欠く。

④宮崎県は、現在、7000億円以上の財政赤字に苦しんでおり、税金である60億円近くの大金を、破綻しかけた一私企業のために無償で与える余裕はない。

⑤シーガイアに対し、宮崎県は出資額以上の公金を負担するどのような義務も負ってはいない。このことは、県知事自身が県民に対し繰り返し説明し、約束してきたことである。

⑥コンベンション・ビューローは、基金管理の経験も能力も有しておらず、県民を代表する組織でもない。また、同財団の基金支出については、県議会や監査委員の監督機能も及ばない。このような民間団体に60億円もの公金の管理、支出方を任せると透明なやり方自体が、不当・違法である。

以上のように、今回の公的資金の支出は、何ら公益上の必要が認められない違法・不当なものであり、地元マスコミの県民世論調査によっても、約60%の人が支出に反対の意を表している。

これに対し、県監査委員は平成12年4月13日、このような多くの県民からなされた監査請求をいずれも棄却した。平成12年5月12日、すすめる会に加わり監査請求をなした住民は監査委員会の棄却決定を不服として、松形知事個人に対し、支出公金

相当額の60億円を県に支払うことを求めた住民訴訟を宮崎地裁に提訴（この第一審原告は、後に原告として加わった者を含め合計769名となった）した。

II 裁判において我々原告が主張してきた公金支出の違法性

1 公金支出に公益性が認められるための7つの要件

我々が、裁判の1審、2審を通して一貫して主張してきたことは、今回の公金支出はいかなる観点から見ても地方自治法232条の2にいう「公益上必要がある場合」にあたらないということであった。我々は裁判において公金の支出が公益上必要がある場合にあたるとされるには、以下の7つの要件を全て満たす必要があると主張した。

即ち、①補助金を受ける事業体そのものが公益性のある事業でなければならないということ、②補助金の支出の仕方は公平であるべきで、特定の企業だけに特に利益を及ぼすようなものであってはならないこと、③支出した補助金は有効に使われるものでなければならず、無駄金となるものであってはならないこと、④支出する自治体の方に、補助金を支出するだけの財政上の余裕がなければならないこと、⑤補助金の支出は手続き上も公正・適正になされなければならないこと、⑥補助金の支出は必要最小限の支出でなければならないということ（これは、地方財政法第4条で、地方公共団体の経費は「その目的を達するための必要最小限度をこえて支出してはならない」と規定されている。）、⑦以上に加えて、第三セクターであるリゾート社については99年に自治省（当時）が出した「第三セクターへの財政支出に関する指針」の内容に反していないということ等である。

その上で、我々は今回の公金支出が以上の7つの各要件を満たすものであったかを逐一検討したが、驚くべきことにはこの公金

支出はいかにみるとおり、いずれの要件にも反することだったのである。

2 リゾート社の事業には公益性が認められるか

県側は「リゾート社は企業としての経済的波及効果が大きい。県内の雇用の増大、経済的な振興に寄与しているという意味で公益性がある」としてきた。しかし、このように経済波及効果があるということを理由に公益性が認められるのであれば、県内の多くの有数の営利企業についても、ほとんどが公益性があるということになり、そういうところにも、補助金を出さなければならないことになる。

特にこのリゾート社の場合は、倒産状態にあったが今から倒産の手続をしなければならないような事業体に、将来にわたって住民の福祉に役立つような公益性が期待できるはずない。

3 補助金は県民の福祉の向上（公益）に有效地に役立つものだったのか

公金支出前から、リゾート社は倒産の危機にあり、当時県としてはその対応策として法的倒産手続、いわゆる会社更生法申請なども考えていたということは、中野証言からも明らかになっている。

リゾート社が会社更生法申し立てを実際になした平成13年2月の時点で、松形前知事はリゾート社は会社更生法申し立てしか方法はなかったということを説明しているが、その理由として前知事は、リゾート社が、①もはや新規の資金の導入の見通しがない、②今後の黒字化の見通しもたたない、③2000億円を越える負債の解消の見通しもないと述べている。

ところが、補助金を支出することを県が決めた平成11年11月の時点のリゾート社も新規資金の導入などとても考えられない状態だったし、黒字化も、二千数百億円の負債の解消も到底無理であったことは明らかだった。そういうことからすれば、平成11年11月の時点で県は60億円もの巨額の公金を支出するよう

なことなど考えずに、直ちに会社更生法の申請手続を始めておけば良かったはずである。しかし、あえてそれをしなかったのは、約半年後の平成12年7月に控えていたサミット終了までリゾート社の経営を無傷で存続させておきたいがために、倒産手続を先延ばしにする必要があったからという他ない。

しかし、本来はすぐにでも法的倒産手続に入らなければならぬものを、サミット終了後までこれを引き延ばし、倒産を先送りする目的のためにお金を出すということが県民の福祉の向上に役立つことといえるはずがない。

4 支出額が「目的達成のための必要最小限度」のものであったのか

県は、県議会に対し、「リゾート社は58億円が当面不足しており、これがどうしても必要だ。」と説明して、県議会に60億円の支出を認めさせている。しかし、現実には25億円しか使われず、差し引き33億円は必要とされない過剰な支出となつた。これは「目的達成の必要最小限度」をはるかに越えるものだった。そうなつたのは、県が60億円という巨額の補助金を出すにあたつて、本当にそれだけのお金が必要なのかということについてまじめな検討をほとんどしていなかつたからである。

県は補助金支出を検討するために、リゾート社の方からどこにどれだけ足りないと、再建計画策定のためにはどのくらいが必要なのだということが分かる資料や再建のための計画を出せたり、使い途をはっきりするようなものを出させたりということをほとんどしていない。又、補助金の必要性・有効性、金額等について会計の専門家にも相談したりして検討したようすもほとんどない。このようななづさんな金額の支出の仕方が結局は33億円もの余分な公金の支出となつてしまつた。これが、「目的達成のための必要最小限を越えて出してはならない」とした地方財政法第4条に反することは明らかである。

5 リゾート社への補助金支出が補助金を受けられない者と比べて公平といえるか

もともと県の補助金が、個人あるいは個別の企業に出されることは、ほとんどない。例えば個々の商工業者に出される補助金はほとんどなく、出されるとしても借入金の利息の補助ぐらいしかなく、ただ、例外的にあるのは、県外からの誘致企業に対するものであるが、これも観光娯楽産業は対象にされていない。しかも、このような企業立地のための補助金も5億円が限度で、運転資金への使用は認められていない。

ところが、今回は観光娯楽産業であるリゾート社のために、60億円も支出された。しかも、それが運転資金として使われることは当然の前提とされていた。これは、誘致企業に補助金が認められる最高限度5億円の12倍。こういうことから考えても、いかに今回の補助金が不公平きわまりないものであるかが分かる。県内には倒産寸前になっている企業はいくらでもあるが、経営破綻し倒産の危機が迫っているところに、県が運転資金として巨額の補助金を出すということは、これまで夢想だにされないことだった。こういう事からしても、今回の補助金の支出のされ方がいかに不公平であるかというのが分かる。

6 補助金支出の手続が適正・公正になされたか

(1) 県は、リゾート社の再建はスポンサーがあって初めてできる、と考えていたが、議会では全くこれを説明しなかった。又、リゾート社の再建問題について、県は「抜本的経営改善計画を13年の3月までにたてる見通し」そして、「その計画に基づいて単年度黒字化をはかる見通し」等として、抜本的経営改善計画の策定も黒字化の見通しも十分あるかのようにして説明していた。また、県はリゾート社の再建後は、第三セクターとしての存続が当然あるかのような前提で説明している。しかし、これらについては実は何の根拠もなかったし、いずれも事実に反したものだった。さらに、県自身がリゾート社は会社更生法申

し立ての可能性が高いと考えていたが、議会には会社更生法のコの字も言わないので意図的に隠していた。

こうして、県は補助金を出すか出さないかを判断するうえで最も重要な部分を隠しつづけ、あるいは嘘について議会を騙して議会の承認をとりつけた。こういうような支出が認められるための議会の手続きの過程からしても重大な違法が認められるのである。

(2) もう一つは、補助金をコンベンション・ビューローにいったん丸投げして、ビューローから出させるというやり方をとったということである。このため、60億円をどう使ったのかという、その後の監査とか検査とかいうことを、県が直接できなくなってしまった。議会のほうもこれをチェックできない。コンベンション・ビューローではなく、県がリゾート社に直接、必要な補助金の支出をしていれば、その結果として33億円が未支出のまま余ったとしても、それがそのまま県の財政に残っていたはずである。しかし、そうしていないためコンベンション・ビューローにおかれただままで県に返されることもなかった。こういうように、県は公金支出にあたって手続的にも非常に不正なやり方をくり返している。

7 県には経営破綻した企業のために60億円もの公金を支出できるような財政上の余裕があったのか

支出当時、現実には県にはとても経営破綻企業のために60億円もの公金を支出するような財政的な余裕がある状況はなかった。

県が、公金を出すことを決めた平成11年の県の自主財源比率は30%ということで、全国の中でも最下位すれすれというような状況があった。さらに公金を支出した年の平成12年の予算編成方針で、県は県財政の厳しさを次のように説明していた。

「本県は税金の自主財源の比率が全国平均の2分の1程度であり、非常に財政の基盤が脆弱である。その上に、県債残高が急激に増えて（当時7千億を越えていた）、将来の県の債務にあたる公

債務負担の増大が懸念されるなどの財政構造上の課題を抱えている。一方では総合的な福祉施策や生活関連社会基盤の整備などの財政需要はいっそう増大するというような状況の中で収入は伸びないということからして、財政事情はますます厳しさを増すものと考えられる」。

平成15年9月12日に県は「財政改革の基本的な考え方」という文書で今後の財政運営の基本方針にふれ、「特段の対策を講じない場合は、今後の4年間に財政赤字の発生により、(県は)財政再建団体へ転落する危険性があります」とまで明言して危機感をあらわしている。

このような厳しい財政事情から考えても、国民・県民の税金から60億円もの巨額の公金を支出することについてのまじめな検討もしないで、まるで自分のポケットマネーでもあるかのように経営破綻企業のために大盤ふるまいをしてやること自体、到底、許されないはずである。

8 旧自治省の出した「第三セクターへの公金支出に関する指針」に反していないか

それから最後に、県が本件補助金を支出することを決めた約半年前の平成11年5月に、旧自治省が全国の自治体に「第三セクター方式の会社の経営悪化に伴う公益性のあり方に関して、その債務については、出資額以上の負担すべきでない」という内容の指針を出しているが、今回の公金支出はこれにも違反しているという問題である。

このように、旧自治省から第三セクターへの公金の支出は慎重にするようにという指針がわずか4ヶ月前にわざわざ出されたばかりであるにも拘らず、これに明らかに違反する形でリゾート社のような解消不能の超巨額の負債をかかえて倒産状態に陥った企業に、60億もの巨額の公金を支出することが許されることは明らかである。

9 外相サミット終了までの延命だけを目的とし、公益上の必要性については当初から真面目な検討はされていなかった。

こういうふうに、今回の公金支出が、公益上の必要性が認められるうえでの要件をことごとく満たしていないのは、この補助金の支出がほんとうに公益上の必要があるのかという観点から、真剣かつまじめに検討して出されたものではないからである。経営破綻をして倒産寸前のリゾート社が倒産手続に入ることは、外相サミット終了時までは何としても避けたい。こういう目的で、県がリゾート社の当座の延命に必要な巨額の公金注入を見切り発車的に強行したというのが真実である。

こういうことであったから、県は何らのまともな検討もすることなく、公益上の必要性を満たすべき要件等はことごとく無視して公金支出を強行した。

III 今回の公金支出問題の本質と住民訴訟の果した役割

1 「産業の振興、雇用の増大」は公益性の概念に含ませるべきではない

裁判でも争われたように、民間に対する補助金支出が許されるのはそれに公益性が認められる場合に限られる。一般に公益性という概念からすれば、過疎地の医療施設とか、交通路線、民間の福祉施設等、それが住民の福祉等に積極的に役立つ場合でなければならないはずである。逆に言えば、そのような公益性があるからこそ、国民・県民の税金を主な原資とする公金の支出が特別に許されるのである。

それでは、地域の産業振興とか雇用確保ということを理由に私的営利を主たる目的とする民間企業に補助金の支出をなすことは公益性があるといえるのか、これが今回の訴訟で問われた公益性に関する第一の問題であった。この問題については行政の裁量

の範囲を重んじる傾向にある近時の判例は、どちらかといえば公益性を認める傾向にあると考えられる。雇用とか産業振興についても、それがひいては住民の福祉に役立つのだと言う支出自治体側の論理も一概に間違っているというわけにはいかないというのが判例の考え方であろう。

しかし、このような補助金支出に関する「公益性」のゆるやかな解釈は本来の公益の意味を逸脱して、行政から有力企業への無制約な公金の支出に途を開く危険を有することとなる。なぜなら、「産業の振興と雇用の増大」という問題は一定の規模を有する企業であればその大小はあれこれを容易に肯定しうることが可能となるからである。特に、行政と特定の有力企業が癒着した時にもこのような補助金行政が野放図に行われることとなると、公金の使用に著しい不公正を招くことともなる。このような意味では、産業の振興等を理由には公益性は認められないとするのが法の趣旨、立法の精神からしても適正という他ない。

2 公金支出の目的はシーガイアの倒産を外相サミット終了以降まで引延ばすことにしかなかった

しかし、本件の公金支出の最大の目的は、実際はほぼ完全に経営破綻の状態に陥りもはや倒産手続の途しか残されていないと見られていたシーガイアの倒産を外相サミット開催までは引延ばし、延命を図るための当座の手当資金の投入としての意味しかなかったということである。この意味では、県のいう「産業の振興と雇用の増大」のためということさえも支出を合理化するための口実でしかなかった。

公金支出についての県の表向きの説明の構図はこういうことであった。

- ①シーガイアは県観光産業の中核であり、その経営再建は県内の産業振興と雇用の創出にとって重要な意義がある
- ②シーガイアは現在、巨額の負債を抱えて経営破綻状態にあり、何らかの支援がなければ早晚倒産の危険がある

③シーガイアの抜本的経営改善計画が策定され、それが実施されればシーガイアの再建は可能であるが、そのために抜本的経営改善計画策定されるまでの期間、シーガイアの経営を維持させるための運転資金を補助金として支出してやる必要がある。

④そのためにはシーガイアの経営において予定される不足分が58億円あり、同金額相当の支出が必要である

しかし、県が公金支出の直接の理由としていたシーガイアの抜本的経営改善計画は、支出後シーガイア自体においても、又、県においてもシーガイア自体においてもまともにその策定が検討された様子は全くみられていない。そもそも、平成11年10月にシーガイアが県に対して支援を要請した時も、抜本的経営改善計画を平成13年3月までに策定して再建するから、それまでの期間の運転資金を補助してもらいたい旨の要請は一言もなかった。シーガイアは金額も出さずに、単に支援してもらいたい旨のことを抽象的に申入れただけであった。

県はシーガイア再建の成否にかかわる抜本的経営改善計画の中核的問題としてはスポンサーの確保ということを考えていたが、このような計画策定の大前提ともいべき肝心のスポンサー探しでさえも、公金支出時に何の見通しもなかったにも拘らず、公金支出後半年以上も手を付けようともしなかった。

そもそも、「抜本的経営改善計画」といっても、それは公金支出について議会の承認をとりつけるための言葉のあやでしかなく、バブル崩壊後の深刻な不況長期化の中で2700億円近くの負債を抱えた上に、開業以来毎年200億円という累積赤字を増やし続けるシーガイアには、もはや経営改善計画など策定できる余地等あるはずもなかったのである。

又、このような経営改善とか抜本的経営改善というのは、シーガイアの構造的経営不振が明らかになりつつあった数年前から巨額の累積赤字が明らかになるたびにシーガイアの経営陣や主力銀行幹部から幾度となく口にされ、必死に試みられてきたが結局事

態の改善は何一つできなかつたことでもある。

かように抜本的経営改善計画の策定までのための資金援助といふのは明らかな嘘であり、サミット終了までの延命のための資金援助というのが真の目的であったというのは第一審の中野証言、その他によって克明に明らかになったことである。

シーガイアを会場として外相サミットを開催したいといふのもはや佐藤社長や松形知事の個人の主観的願望というほかなく、そのようなことのためにただでさえも苦しい県の財政の中から60億円もの公金が投入されることは許されないことは明らかである。

3 我々が5年間の住民訴訟を戦い続けたことの意味

今回の裁判の中で明らかになったことは、公金のための補助金支出という地方自治法の制度を乱用して、県民の税金が公益とは大きくかけ離れたところで使用されていくということである。このために、県は県議会も騙し、県民も騙そうとした。もっとも、出資金以上は県は負担しないと公約していた松形知事自身は以前から県民を騙していたことになろう。

又、違法を取り繕い県民の追及を避けるために100億円以上のリゾート振興基金をつくるなどと称して、一旦コンベンションビューローに支出、ここを通してシーガイアへの補助金を支出する等いわゆる迂回の支出までさせた。このような県のやり方は、県民に全てが明らかにされ当然に法の厳正な裁きを受けるべきであった。

ここに、我々がこの県の公金支出の不正を追及するために住民監査請求を経て住民訴訟を戦い続けた意義がある。

我々は、このような県の不正をまず監査請求によって問題を提出し、報道を通じて県民に明らかにした。そして、今回の公金支出はどこに問題があり、どこが違法不当なのかを理論的にも事実においても明らかにしてきた。又、裁判においても節目節目で問題を明らかにし、県を追及してきた。

例えば、我々は公開質問を提出したことがあるが、県はこれにはまともに答えようとしたことはない。しかし、訴訟においては我々の主張全てに対して県はその考え方を公に明らかにせざるを得なかった。当時の公金支出の実質的責任者ともいるべき中野元商工労働部長まで2回にわたり法廷に証人として出廷して当時の状況について真相の一部を証言せざるを得なかった。このような中で、県の行おうとしていたことの一端が初めて公開の場で明らかにされ、追及されたのである。

他方、このような県の行状（公金支出の不透明性）はマスコミ等を通して県民の間にも一層明らかになっていった。このような中で多くの県民も支出の実態をより詳しく知ることができた。

このように考えると、裁判を続けてきたことの意味は29億円の県への返還という成果を生んだというにとどまらず、その戦いの過程においても非常に大きなものがあった。

4 行政・議会が本来の機能を果さない場合の住民運動の重要な役割

驚くべきことに、県民の半数以上が反対していたと考えられる破綻シーガイアへの公金投入につき、その是非について相当の議論があったとはいえ、最終的には共産党の議員を除く全議員がその支出に賛成したことである。これには先にも述べたように、県がシーガイアの抜本的経営改善のためとか再建のため等といかにも公金支出が再建のためになされるかのように説明して、議会を欺したという経緯もあるが、県議会議事録等とみてもこのようなごまかしを見破り追求するだけの真剣な議論がなされた様子もみられていない。即ち、今回の公金支出が我々の住民訴訟によって追求されなければ、支出後は特に問題視されることなく終わっていたものであろう。

自治体が補助金支出その他の名目で不正違法な支出をなし、議会が一部の議員を除く大半の賛成でこれを承認するケースは全国的にも従来から少なからず見受けられてきている。しかし、今日

においてはこれを見逃すことなく、これを許さないとして住民の一部が住民監査請求に立ち上がり、本件のように住民訴訟に及ぶことも珍しいことではなくなっている。

本来はこのようなことはまず行政において公金の支出は十分に慎重に検討され、吟味してなされなければならないし、今回のように考えても疑問の大きい巨額支出の場合は議会がこれを制する役割を果たさなければならないはずである。しかし、行政もこれをなさず議会もこれに賛同し、かくて違法・不正な形で公金が支出されることになるのである。

このように、行政・議会の機能が本来の機能と責任を果たさないで自治体、ひいては住民に損害を与え、不公平不公正な行政がなされようとしている時、住民運動の果たす役割は極めて大きいものがある。

今回は我々は、住民訴訟という地方自治法で定められた法制度にもとづいて、県とこれを承認した議会の責任を公に問うた。そして、裁判所の強力な和解勧告の下に、今回の公金未使用分の返還を実現したのである。

5 県政史上最大規模の住民訴訟と我々が克ちえた重要な成果

宮崎県における住民運動の歴史という視点に立っても、今回の戦いは新しい時代を画するものとなったものといえよう。

宮崎においては、住民監査請求がなされ、その後に住民訴訟がなされるというケースそのものが希であったが、今回は住民監査請求をすすめる会が結成され、監査請求そのものが組織的に取組まれた。その結果、宮崎県内 44 市町村から合計 3300 人余りの県民が監査請求し、そのうち 750 名以上が行政訴訟（第一審）の原告と加わっている。このような大規模な監査請求は宮崎においてはもちろん史上初めてのことであったが、全国的にも例をみない程のものであった。しかも、すすめる会は提訴後も今日の和解解決に至るまでの約 5 年間の間、幹事会、事務局を構成して裁判の報告集会、裁判への傍聴への取組み、弁護団の支援、財政の

確立、ニュースの発行、資料集の発行等熱心な活動を展開してきたのである。

このような中で、我々のこの一連の住民訴訟は法廷での戦いのみならず、息の長い住民運動として展開され、マスコミ等を通じて 60 億円公金支出の不当性を広く訴えかけていくことができた。このような中で、今回の住民訴訟の中で公金支出の違法不当性が繰り返し話題にされ、過去のこととして風化されることなく県民の批判を浴びることとなった。

このような状況の中で、当初、シーガイアの支援目的で 60 億円が県から支出され、平成 12 年 1 月 25 日に 25 億円が支出されたものの、以降はシーガイアへの支出はなされず、その多くが未使用のまま今日に至っている。このように 35 億円が未使用のまま残り得たのは様々な事情はあるが、この戦いの中で 60 億円支出の不当性が県民の強い批判を構成していたことも少なからぬ影響をあたえているものである。このような運動はこれに直接にも加わらなかった多くの県民もこれを支持した。例えば、裁判の間に、シーガイアそのものの倒産（会社更生法の適用）とリップルウッド社の買収等が行われたが、これについても県民は厳しい目をむけ、公金支出の不当性が改めて確認されることとなった。

例えば、29 億円が返還されることとなった時も、多くの県民がこれを支持し喜ぶ一方、そもそも 60 億円の支出が県民を納得させ難い不当なものであった旨の意見が改めて多く寄せられている。

今回の運動の発展と経験は、宮崎の住民運動が新しい段階を迎えたことを示している。その第 1 は、県内 3300 人にまで広がった戦いの輪である。第 2 は、10 人近くの事務局と幹事会、300 名近くの原告団である。第 3 は、県を追いつめ 35 億円を使用させないで未使用残金 29 億円を返還させる成果も生んだ。

住民訴訟を振り返り（新聞記事等から）

白坂一富（個人資料）

住民訴訟のあらまし

住民訴訟（通称シーガイア裁判）の発端は、シーガイアが銀行より融資停止となり、県に支援を求めた。とき、おなじくして「みやざきふるさと産業活性化懇談会」より「国際コンベンション・リゾート宮崎振興基金（100億円構想）（以下基金）」が知事に要望された。

平成11年11月県議会において、基金に60億円が支出されたが、その内の58億円がシーガイアに補助されるので、監査請求、棄却、地方裁判所に訴訟、棄却、高等裁判所に訴訟し結審（平成16年3月24日）後に和解（平成16年12月22日）となった。

60億円支出と県議会などの対応

県議会（平成11年12月7日）の答弁によると、基金に60億円補助金支出の積算根拠は「基金の目標額100億円の半分を超える額を県で負担することで60億円を決定した」とある。審議をおこなった商工労働委員会は、「説明不十分」と審議日程を延長したものの、ほとんどの議員が「納得がいかない」といい。最終日は徹夜となって「メンツこだわり迷走劇」「知事3回頭を下げ」「混乱、審議尽くせぬ議会」と新聞に見出しが踊った。

県議会各会派の声（成立後の新聞記事より）

自民党

「倒産なら影響大」「県議会がチェック機能をはたす」「議員は公的資金に反対する地元から責められている、知事も不退転の決意を表明してほしい」。

社民党

「三セク固辞せず」「今回は緊急事態だったが公金投入には議会の責任は大きい」「基金の効果をチェック」。

公明党 「再建のため必要」「最初は賛否半々の態度で臨んだが、60億円は再建のために必要最小限と賛成」「使途は厳正にチェックする」。

民主党

「県民の理解疑問」「議員として結論は出したが、県民にどれだけ理解が深まったか疑問だ」「基金の運用をチェックし、行政、議会、県民、同グループが一体となって努力したいと思う」

共産党

「知事は公約違反」「なぜバブルのつけを60億円の税金でまかなうのか」「本県に巨費を投入する財政的余裕はない」「焼け石に水だ」「リゾート社経営責任の陳謝なく不満」

松形知事（12月18日午前3時22分商工建設常任委員会にて）

「県民、県議会にご迷惑をかけたことをお詫びし、私の政治生命をかけて取り組む所存です」幕

新聞のアンケート調査によると、57%の人が支出に反対をしていた。共産党を除いた政党が、可決は苦渋の選択みたいに、「使途は厳正にチェック」と言っていたが、議会はどこまでチェックされたのか。なぜ、緊急(平成17年3月まで使用予定)に必要な25億円が1年半も使われたのか、「銀行の好意によって使用しなかった」と知事は答弁していたが、銀行利子を払う予定は明らかだった。

住民訴訟の和解

結審後、街頭宣伝や署名活動等に取り組み中に、和解(6月)の話が飛び込んできた。なぜ、今になってと思ったが、思い当たることは1審判決文に「リゾート社は私企業であって、事業内容それ自体に公益目的があるとは到底いえない」と言っていたことである。ますますこの裁判は我々の主張が正しいと再確認した。

しかし、広義の解釈しながら基金を他に使われている現状では、長引くほど県に返還する金が少なく、メリットがないと判断もあった。(松形氏個人を訴えている「住民訴訟」の難しさか)

原告としては、8月、12月の総会を受けて現実的な和解をすることになった。

和解は「裁判所の和解勧告」「原告団の意見書」「松形前知事の意見書」「協会が県に返還金協定書」を交わした。(松形前知事の意見書には原告団に遺憾の意と訴訟費用5万円支払うと記入)

和解に対する新聞記事より

県議会全員協議会の議員からは

「支出を違法と認めた1審判決で、われわれは正しかったと言んだ。今回も最高裁まで争うべきだ」「1審に勝てばいい、金が戻ればいいという考えにしか思えない」

自民党

「訴訟のために基金を返還するならシーガイアのためだけの基金だったことは明らか。われわれは県からウソをつかれてきた」と言った。

社民党

「このままでは、シーガイアの救済だけの基金であったように映る。控訴審の判決を仰ぐべきだ」「やるべきことは山積、積み増すことが行政の継続性、10億円程度は持っていく」と理解

民主党「和解勧告があった時点で議会に相談すべきだった」「県は余力を尽したが、現在の財政状況からは空論」と一蹴。

公明党

「観光立県を標ぼうしており、産業浮揚の面からもどのような形がいいか制度そのものを検討しなければならない」

松形前知事の謝罪の弁で、「行政と住民が紛争を長引かせることはマイナス……うんぬん」とあったが、誰がことを起こしたのですか。県議会は何をチェックしたのですか。

私たちは「県民の為の政治」を目指して今後も頑張るよ。

大きな成果をあげたシーガイア住民訴訟（個人見解）

2005年2月7日 久島 昌志

平成12年から続いたシーガイア住民訴訟は、平成16年12月22日、①松形氏が要請して宮崎コンベンションピューローが管理するシーガイア支援基金の中から宮崎県に29億円を返還させる。②松形氏は原告の主張を真摯かつ重大に受けとめ、遺憾と感謝の意を表明し、訴訟料を含む5万円を負担する。ことで和解した。

この結果は、3381人が住民監査請求、726人が住民訴訟を起こすという宮崎県では始めての闘いであったこと、原告が当初要求した60億円の返還には至らなかったものの29億円が返還されたこと。からもその成果を確認し、評価を明らかにしておきたい。

運動上の詳しい総括や法律上の論争点と総括はすすめる会や弁護団に待ちたい。

1、たたかいの経過の概要

宮崎県が、平成11年11月議会に破たん状態にあったフェニックスリゾート社（以下フ社）支援のため60億円を拠出することを提案、県議会は前屋敷議員（共産党）だけの反対でこれを可決したこと、に県民は激しい怒りの声をあげた（宮崎日々新聞の世論調査では58%が反対）。宮崎県は60億円の予算議決後、宮崎コンベンションピューローに基金を管理させ、58億円をフ社に補助することにし、うち25億円を平成12年1月25日にフ社に交付、残額は13年度に交付することにしていた。

これに反対する県民は、1月27日、住民監査請求をすすめる会を結成、60億円の支出は地方自治法第232条の二違反として、直ちに宮崎県監査委員に地方自治法第242条第1項に基づく住民監査請求を行った。そして2月17日には第1次の請求を行い第二次を含め3381名が監査請求を行った。

監査委員は二次にわたる住民監査請求を棄却し、住民側は直ちに地方自治法第242条の二第1項第四号に基づいて住民訴訟を起こした。一審は769名が提訴したが、原告の訴えが棄却されたため、二審に262名が控訴。結審後に裁判所の和解勧告を受けて和解したものである。

2、たたかいの評価

この結果は、はじめ住民側が目標とした60億円の返還には至らなかったものの、フ社には25億円補助したのみでストップをかけ、残金のうち29億円が宮崎県に返還されたことは大きな成果であった。住民パワーが爆発し、住民監査、住民訴訟という行政監視制度を使って、公金の使い方をただし、貴重な県民の税金29億円を取り戻し、公金の無駄使いに歯止めをかけた、住民自治にとって記念すべき事件であった。

※29億円は県民一人2800円に相当する。

平成11年度決算と比較

老人福祉施設費---28億5000万円

公営住宅建設----40億円

公立高校授業料--30億円

また、住民側が、が監査請求を起こした時点でコンベンションピューローから既に25億円がフ社に補助されていたこと、それ以後は基金から1円も補助されてい

ないこと、松形氏が原告の主張を真摯且つ重大に受けとめ遺憾の意を表明し、原告に感謝し、訴訟金、手数料を負担し、残金の大部分が返還されたこと、を考慮すると勝利判決には至らなかったが、実質的には全面勝利を意味する「和解」である。

3、ただちに監査請求---正しい選択

私たちは、60億円の支出は地方自治法第232条の二違反としてただちに宮崎県監査委員に住民監査請求を行った。通常、住民監査請求は公金支出から一年以内に行えば良いのであるが、早くしないと、補助金が基金からフ社に渡ってしまえば公金を返還させることは法律上（交付金に関する規則）は出来ないからである。結果的には約3381名が監査請求、769名が訴訟を起こすことになった。その後一審は原告の訴えを棄却したが、2審では和解ということになったものである。フ社には25億円を補助しただけでその後基金からは1円の補助もしていない（宮崎市がサミット運営補助として出した1億5000万円を除く）ことからみても、私たちがとった方法は正しい選択であった。

4、33億円が残る

フ社に25億円補助しただけでお金が残ったのはなぜか。私たちが監査請求に引き続き住民訴訟を起こしたからである。

宮崎県は当初60億円中58億円をフ社に補助することを計画、同社から58億円の申請書をださせ、「相当」と認めて1月25日に第一次を補助、残り33億円は平成13年度に2回に分けて補助することにしていた（乙40号証）。この時点で住民監査請求が起こされた。公判の中では、58億円の算定基礎は平成11年度から12年度末まで1、5年間のフ社の運転経費から収入見込みを差合引いた不足額を全額補助することにしていたこと、しかも、うち51億6000万円が銀行の利子に支払われることになっていたこと等が明らかになった。フ社が会社更生法の適用申請の準備に入る中で、更正申立人の中島弁護士らは「公のお金を貰って銀行への利子の支払いは出来ない」と銀行への支払いをストップし、基金にその後の申請をしなかった。そのため基金には、市町村や民間の拠出分を含め38億円が残ることになった。

この経過から言えることは、住民訴訟の提起がより違法性の強い支出に歯止めをかけ、住民訴訟が大きな力を発揮したのである。

5、残金（33億円）返還を要求---返還に応じない県

「使われないお金は返す」は公金取扱いの原則で法律にも県規則にも決めている。私たちはただちに県に返還させる様申し入れたが、宮崎県はわざわざ基金の使用目的を広げて返還させなかった。

また、安藤知事は選挙中は33億円は県に返還されるのは当然と公約しながら当選後はこれをやぶり返還させなかった。この間33億円という莫大なお金が使われないままきた。これを返還させたことも大きな意義がある。

6、松形氏が遺憾の意を表明した。

私たちは、宮崎県の公金支出は違法不当であると、その責任者である松形氏個人

を訴えました。裁判所が私たちの主張に汲むべき問題点があると判断し、松形氏が私たちの違法不適当であるとの主張を真摯且つ重大に受け止め、これまでを反省し、29億円を基金から宮崎県に返還させたことは、宮崎県の公金支出のあり方を厳しくただしたことになる。

7 「和解」に付いて「灰色決着か」

①原告が判決を求めれば裁判はどちらかが上告し最高裁に持ち込まれ、確定までには相当年月かかるることは明らかである。原告が勝利しても松形氏が60億円もの支払い能力があるとは到底考えられない。この間コンベンションビューローに残った33億円は県議会の議決を受けることも無く全く不正常な形で使われることは目に見えている。それよりも宮崎県に返して正常に、福祉の充実と産業の振興のために県予算として執行されるのは宮崎県と県民のためである。

②自治体の主権者である住民には、自治体の公金の使い方をチェックし、是正させる手段として住民監査／住民訴訟の権利が保証されている。住民が請求できるのは自治体の経済的損失を回復することを目的とする場合に限られている。今回のように監査請求が起こされてからは1円の補助もフ社に対しては行わず、残額の大部分が宮崎県に返還されたこと、当時の責任者である被告の反省がある場合、

「地大部分が宮崎県に返還されたこと、当時の責任者である被告の反省がある場合、「地方自治」という視点から、望ましい選択であるとおもう。

③原告の主張を真摯かつ重大に受けとめなければならないのはむしろ宮崎県であり県議会である。これを機会にシーガイア支援のために60億円を支出したのは正しかったか、とくに地方自治法や地方財政法に照らしてどうであったか反省して危機的県財政のなかで今後の行財政に生かしていくことであると思う。

8、住民運動として取り組む。

こうした成果をあげることができたのは、監査請求／住民訴訟を単なる裁判闘争としてでなく住民運動としてとりくんだところにあった。

もともと宮崎県には監査請求／住民訴訟を闘った経験はなく、県を相手にした住民訴訟は32年ぶりであり、住民訴訟は無かった。

監査請求に約3400人が参加したのは全国的にも珍しいのではないか。

そのために住民監査の請求手続きや監査請求棄却後の訴訟手続きなど、限られた期間の中であったため事務局の負担は大変なものであった。

また、一審11回、二審三回の公判を高裁の法廷を満員にする傍聴を組織し、毎回傍聴者に口頭弁論の内容を知らせる口頭弁論資料を発行した。

裁判遂行のための原則週1回のスタッフ会（事務局会）、ニュース発行25号資料集10号、地域集会、2回の署名運動など教訓にすべき点はおおい。こうした運動の結果一審10回、二審3回の口頭弁論を毎回ほとんど満員の傍聴でたたい、かうことができた。

なお、法律上の論争点については弁護団の総括に待ちたい。

9、今後の住民監査請求／住民訴訟にむけて

平成12年地方自治法が変わり、従来、住民が直接知事を訴える方式から県を訴

え、県が知事（職員）を訴える方式に変わった。住民訴訟が非常に難しくなった。今回訴えたのは知事個人相手であったが、県が訴訟参加してきたため実質的には県が相手であった。そのため県の有利な資料を駆使する相手方に対して資料もままならない点もあったが、この成果をかち取った経験は今後の新たな闘いに生かされるのではないだろうか。

